

第3節 中小企業庁	414
1. 中小企業・小規模事業者の現状	414
1. 1. 業況	414
1. 2. 業績	414
1. 3. 設備投資	415
1. 4. 資金繰りと倒産・休廃業	416
2. 新型コロナウイルス感染症対策	417
2. 1. 事業継続の後押し	417
2. 2. 事業再構築の後押し	419
2. 3. 事業再生等の支援	419
2. 4. 投資促進・販路開拓支援	419
2. 5. 経営環境の整備	419
3. 事業承継・引継ぎ・再生等の支援	420
3. 1. 事業承継・引継ぎ支援	420
3. 2. 事業再生支援	421
3. 3. 創業支援	421
4. 生産性向上による成長促進	422
4. 1. 生産性向上・技術力の強化	422
4. 2. DX化の促進	422
4. 3. 人材・雇用対策	422
4. 4. 地域資源の活用	423
4. 5. その他の地域活性化施策	424
4. 6. 海外展開支援	425
4. 7. 販路開拓支援	425
5. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等	426
5. 1. 取引環境の改善	426
5. 2. 官公需対策	427
5. 3. 資金繰り支援	427
5. 4. 経営改善支援の強化	428
5. 5. 小規模事業者の持続的発展支援	428
5. 6. 経営安定対策	429
5. 7. 財務基盤の強化	429
5. 8. 人権啓発の促進	430
5. 9. 経営支援体制の強化	430
6. 災害からの復旧・復興、強靱化	431
6. 1. 資金繰り支援	431
6. 2. 二重債務問題対策	431
6. 3. 工場等の復旧への支援	432
6. 4. 防災・減災対策	432
6. 5. その他の対策	433

7. その他の中小企業施策 433

7. 1. 調査・広報の促進 433

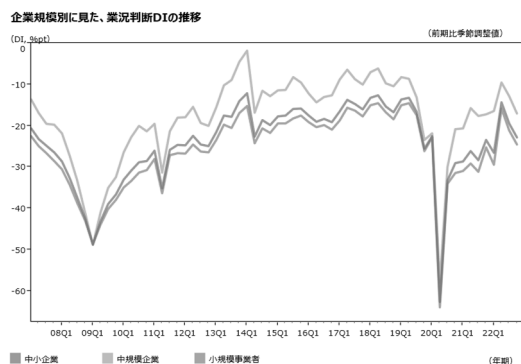
第3節 中小企業庁

第1章 中小企業・小規模事業者の現状

1. 業況

始めに、中小企業の業況について、中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」（以下、「中小企業景況調査」という。）の業況判断D Iの推移を確認する（第1図）。中小企業の業況は、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の消費税率引き上げの影響によりところどころで落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきた。2020年には感染症流行による経済社会活動の停滞により、業況判断D Iは急速に低下し、第2四半期にリーマン・ショック時を超える大幅な低下となったが、その後は回復傾向が見られた。2021年は上昇と低下を繰り返していたが、2022年第2四半期で大きく上昇し、感染症流行前の水準に戻った。その後は、中期的には回復基調にあるものの、原材料の高騰や人手不足等が直近期の押し下げ要因となり、2期連続で低下した。

<第1図>



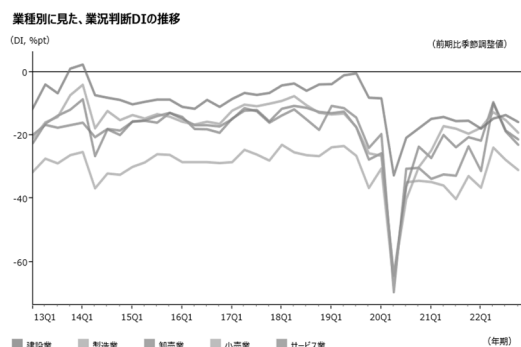
資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1. 景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」した企業の割合（%）から、「悪化」した企業の割合（%）を引いたもの。

2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づき「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づき「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

続いて、業種別に業況判断D Iの推移を確認すると、建設業を除き、2020年第2四半期は大きく業況が悪化したが、その後いずれの業種でも2期連続で回復した。その後は、業種ごとに傾向は異なるが、建設業を除いた全ての業種において、2022年第2四半期で大きく上昇し、その後2期連続で低下している（第2図）。

<第2図>



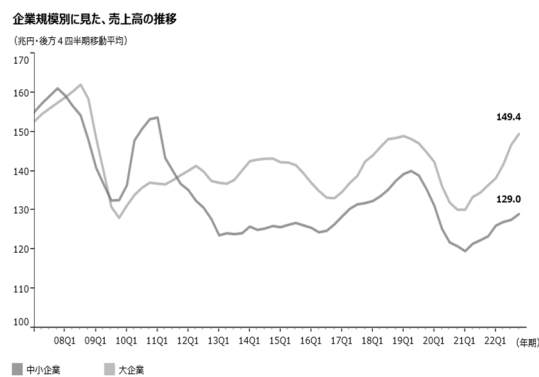
資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」した企業の割合（%）から、「悪化」した企業の割合（%）を引いたもの。

2. 業績

次に、中小企業の業績について売上高と経常利益の状況を見ていく。中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。2019年以降は減少に転じた中で、感染症の影響により更に減少したが、2021年第1四半期を底に2022年第4四半期まで増加傾向で推移している（第3図）。

<第3図>



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

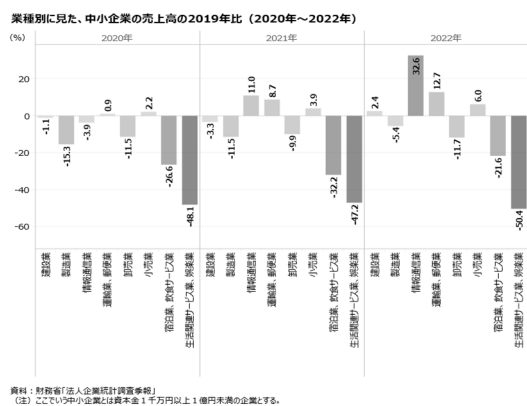
（注）1. ここでは大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2. 金融業、保険業は含まれていない。

続いて、業種別に2019年と比較した2020年から2022年の中小企業の売上高の動向を業種ごとに見ていく（第4図）。2020年は多くの業種で2019年と比べて売上高が減少していたが、2022年になると「建設業」「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「小売業」において2019年と比べて売上高が増加するなど、業種によっては感染症流行前の水準以上まで回復していることが確認できる。一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」

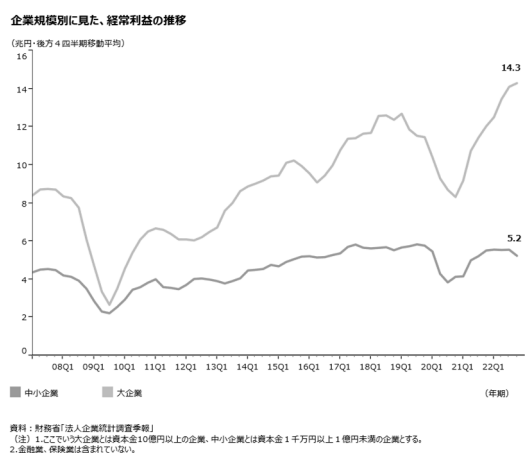
においてはそれぞれ 大幅減が続いており、引き続き厳しい状況にあることが分かる。

<第4図>



中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ後は緩やかな回復基調が続いてきたが、2020 年に入ると、感染症の影響により減少に転じた。その後は、2020 年第3 四半期を底に中小企業の経常利益は再び緩やかな増加傾向で推移し、感染症流行前の水準まで回復した。一方で、2022 年第1 四半期以降は大企業の経常利益が大きく増加しているのに対して、中小企業はおおむね横ばいで推移しており、2022 年第4 四半期は減少傾向に転じた（第5図）。

<第5図>

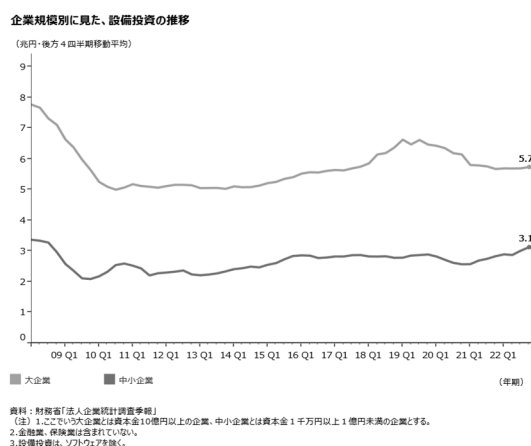


3. 設備投資

次に、中小企業の設備投資の動向について見ていく。まず、中小企業の設備投資は、2012 年以降は緩やかな増加傾向にあったが、2016 年以降はほぼ横ばいで推移してき

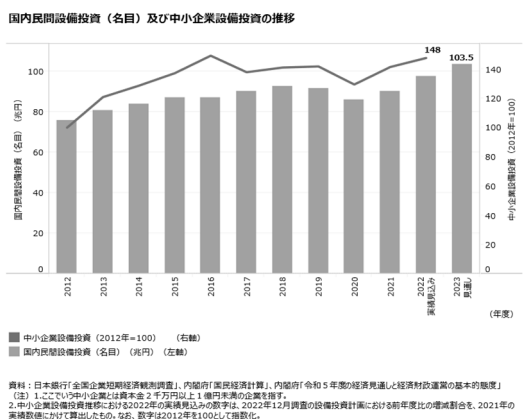
た。しかし、2021 年から緩やかな増加傾向が続いている（第6図）。

<第6図>



第7図は、国内民間設備投資（名目）及び中小企業設備投資の推移と見通しについて見たものである。これを見ると、国内民間設備投資額は感染症流行後に上昇しており、先行きについて、政府経済見通しでは、2023 年度（令和5 年度）において 103.5 兆円の見通しを示している。中小企業の設備投資についても、2022 年度は2021 年度からの増加が見込まれている。

<第7図>



続いて、設備の過不足感について生産・営業用設備判断D I の推移を確認する（第8図）。全体的に、2009 年をピークに設備の過剰感が徐々に解消され、非製造業では2013 年半ば、製造業では2017 年前半に生産・営業用設備判断D I はマイナスに転じた。その後、製造業は2018 年後半から不足感が弱まる傾向で推移していた。2020 年に

入ると急激に過剰感が強まったが、2020 年第3 四半期以降は過剰感が和らいでおり、足下では横ばいの推移が続いている。非製造業においては2020 年に設備の不足感が弱まったが、2022 年では、特に中小企業の方が大企業と比べて不足感が強い傾向にある。

<第8 図>

企業規模別・業種別に見た、生産・営業用設備判断DIの推移

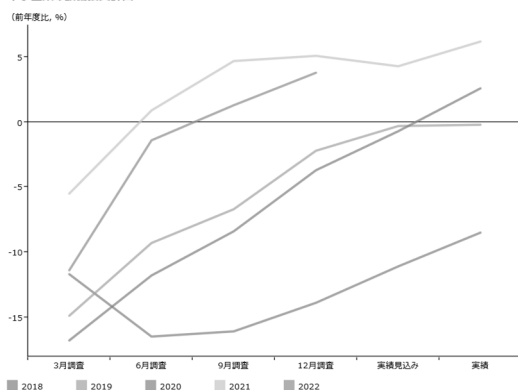


資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1.ここでは、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。
 2.生産・営業用設備判断DIとは、生産・営業用設備が「過剰」に富んだ企業の割合(%)から「不足」に富んだ企業の割合(%)を引いたもの。

第9 図は、中小企業の設備投資計画について見たものである。2021 年度の設備投資計画と比較すると低水準ではあるものの、2022 年度は9 月調査以降の設備投資計画が、前年度比で増加しており、積極的な設備投資の動きが継続している。

<第9 図>

中小企業の設備投資計画



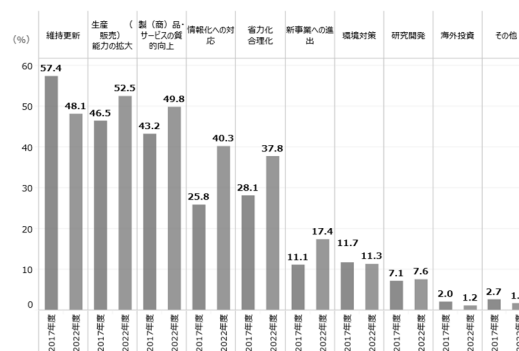
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1.ここでは、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

第10 図は、2017 年度と2022 年度における、今後の設備投資における優先度の推移を見たものである。これを見ると、中小企業の今後の設備投資における優先度は、「維

持更新」から「生産（販売）能力の拡大」や「製（商）品・サービスの質的向上」とする傾向にあることが分かる。

<第10 図>

今後の設備投資における優先度の推移



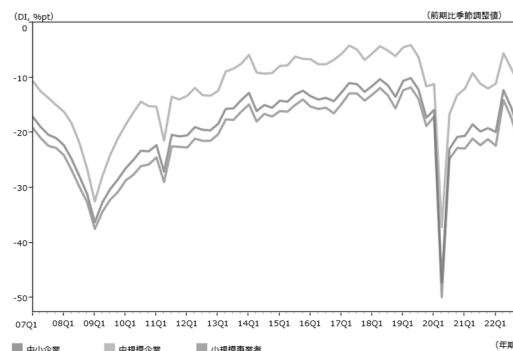
資料：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」
 (注) 1.データの制約上、2017年度については7～9月、2022年度については10～12月のデータを用いている。
 2.各年度における設備投資のクラスとして、最優先度の高い3項目について集計している。
 3.複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。
 4.ここでは、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

4. 資金繰りと倒産・休業業

次に、中小企業の資金繰りの状況について景況調査を用いて確認する(第11 図)。中小企業の資金繰りDIは、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014 年4 月の消費税率引上げに伴い一時的に落ち込みが見られたものの、改善傾向で推移してきた。感染症流行による売上げの急激な減少とそれに伴うキャッシュフローの悪化により、2020 年第2 四半期に大きく下落したが、第3 四半期には大きく回復した。その後、2022 年第2 四半期には感染症流行前の水準まで回復したが、足下では低下傾向にある。

<第11 図>

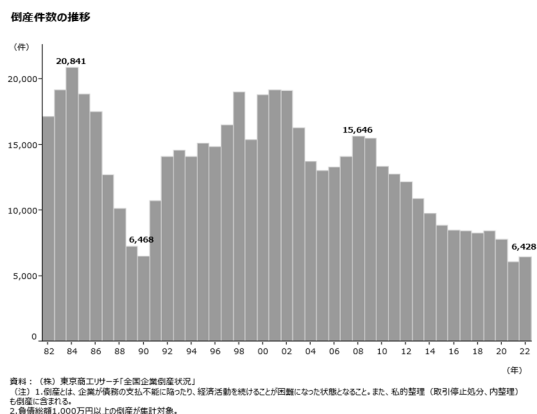
企業規模別に見た、資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 1.景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが好転した企業の割合(%)から「悪化」に富んだ企業の割合(%)を引いたもの。
 2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づき「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づき「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する（第12図）。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

<第12図>

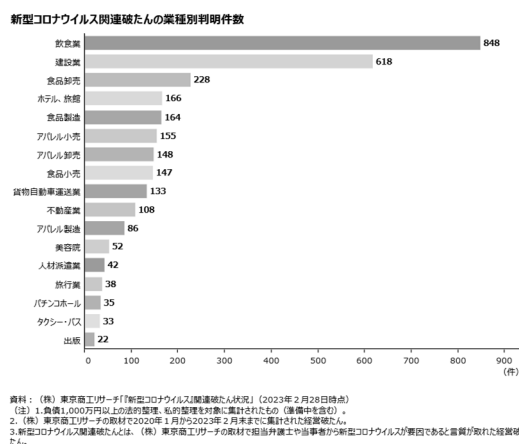


続いて、新型コロナウイルス関連破たんの状況を見ていく。第13図、第14図は、（株）東京商工リサーチが調査を行った『『新型コロナウイルス』関連破たん状況』を示したものであり、2023年2月28日時点で、新型コロナウイルス関連の破たん（負債1,000万円以上）は累計5,337件（倒産5,142件、弁護士一任・準備中195件）となっている。破たん件数は、2021年2月以降、毎月100件を超える水準で破たんが判明し、2022年9月以降は毎月200件以上の件数が判明している。2023年2月には、2020年2月以降最多の249件が判明した（第13図）。また、2020年1月から2023年2月末までに集計された経営破たんについて、業種別に見ると、飲食業が最多で848件、次いで建設業が618件となっている（第14図）。

<第13図>

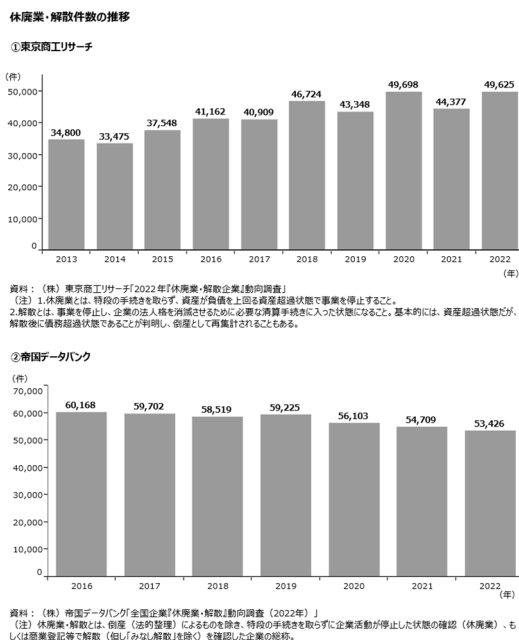


<第14図>



また、休業業・解散件数は株式会社東京商工リサーチの「休業業・解散企業」動向調査によると、2022年の休業業・解散件数は49,625件で、前年比11.8%増となった。また、株式会社帝国データバンクの全国企業「休業業・解散」動向調査によると、2022年の休業業・解散件数は53,426件で、前年比2.3%減となった（第15図）。

<第15図>



第2章 新型コロナウイルス感染症対策

第1節 事業継続の後押し

1. 事業復活支援金【令和3年度補正予算：28,032億円】

2021年11月から2022年3月のいずれかの月について、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が50%以

上、又は 30%以上 50%未満減少した中小法人等に対して事業規模に合わせて最大 250 万円、個人事業者等に対して 50 万円を上限に給付を行った。

最終的な申請件数、約 234 万件に対して、約 230 万件・約 1 兆 7030 億円を全国の事業者にお届けし、給付事業を終了。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【令和 3 年度予備費：5,000 億円、令和 3 年度補正予算：67,969 億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による支援を実施した。2021 年 4 月及び 8 月には、事業者支援に向けた措置として計 6,000 億円分の交付限度額を各自自治体に通知し、12 月には、令和 3 年度補正予算の成立を受けて、事業者支援にも活用可能な地方単独事業分 1 兆円分の交付限度額を各自自治体に通知した。

3. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融資】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等を実施した。2020 年 1 月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2023 年 3 月末での新型コロナ関連の融資実績は、約 120 万件、約 22 兆円となっている。また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金利を当初 3 年間実質無利子化する措置を 2022 年 9 月末まで実施した。

4. 民間金融機関を通じた資金繰り支援（信用保証制度）

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、危機関連保証やセーフティネット保証 4 号等を実施した。2020 年 1 月末に新型コロナウイルス感染症に関する特別

相談窓口を設置して以降、2023 年 3 月末での新型コロナウイルス感染症関連の保証実績は、約 212 万件、約 40 兆円となっている。また、信用補完制度を通じた資金繰り支援として下記を実施した。

①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施した。

②東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本震災緊急保証）を引き続き措置した。

③信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図る借換保証や、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず返済条件の緩和の実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため条件変更改善型借換保証を引き続き実施したことに加えて、2020 年に創設した事業承継特別保証や経営承継借換関連保証により、我が国の中小企業の課題である事業承継を推進した。

④信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣を始めとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

5. 中小企業活性化協議会【令和 3 年度 1 次補正予算：757.4 億円、令和 4 年度当初予算：157.7 億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業活性化協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。また、2020 年 4 月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、窓口相談や既往債務にかかる最長 1 年間の元金返済猶予要請や、新規融資を含めた関係金融機関との調整も含めた資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を開始した。

2020 年度の実績は、相談件数 5,580 件、再生計画の策

定完了件数 406 件であり、新型コロナ特例リスクスケジュール支援開始の影響もあって相談件数は過去最大の年間件数となり、2021 年度においても平時を超える見込み。また、制度発足時から 2021 年 12 月末までの実績は、相談件数 53,129 件、再生計画の策定完了件数 16,185 件となった。

第 2 節 事業再構築の後押し

1. 中小企業等事業再構築促進事業【令和 2 年度 3 次補正予算：11,485 億円、令和 3 年度補正：6,123 億円、令和 4 年度予備費：1,000 億円、令和 4 年度 2 次補正：5,800 億円】

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や事業転換等中小企業等の思い切った事業再構築を支援した。

通常枠よりも補助率を上げた回復・再生応援枠や緊急対策枠及び最低賃金枠、補助上限額を上げたグリーン成長枠や大規模賃金引上枠など複数の申請類型を設けることで、様々な事業者のニーズに柔軟に対応した。

第 3 節 事業再生等の支援

1. (再掲) 中小企業活性化協議会【令和 3 年度 1 次補正予算：757.4 億円、令和 4 年度当初予算：157.7 億円の内数】

2. 中小企業再生ファンド【令和 3 年度補正予算：757.4 億円の内数】

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。2023 年 3 月末までに 72 件のファンドが創設され、ファンドの総額は約 2,443 億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は 2023 年 3 月末までに 685 社、約 1,489 億円に上った。

3. 中小企業経営力強化支援ファンド【令和 2 年度第 1 次補正予算 100 億円の内数、令和 2 年度 2 次補正予算 600 億円の内数、令和 3 年度補正予算 757.4 億円の内数】

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援した。具体的には、中小企業基盤整備機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本金性資金の投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで、経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進した。また、ファンドによる事業承継支援強化として、サーチファンド型ファンドに対する出資や、民間からファンドの投資を積極化させる仕組みとして、民間出資者に優先分配する仕組みを創設した。

第 4 節 投資促進・販路開拓支援

1. 中小企業生産性革命推進事業（特別枠）【令和 2 年度 3 次補正予算：2,300 億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを踏まえ、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるべく「低感染リスク型ビジネス枠」を創設した。

第 5 節 経営環境の整備

1. がんばろう！商店街事業(旧 G o T o 商店街事業)【令和 2 年度第 1 次補正予算：51.0 億円、令和 2 年度第 3 次補正予算：30.0 億円】

感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行うイベント事業やオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなるような取組を、合計 1,017 件採択し、1,641 の商店街等を支援した。

2. 中小企業活性化パッケージ N E X T

経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充や、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策をさらに加速させるため「中小企業活性化パッケージ N E X T」を策定した。日本政策金融公庫等によるスーパー低利融資を、貸付限度額を上げたうえで、2023 年 3 月末まで引き続き実施することとした。また、中小企業活性化協議会の機能強化として、飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置や、信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間での連携協定締結、地域金融機関職員を

再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣するトレーニー制度の拡充などを行った。

第3章 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

第1節 事業承継・引継ぎ支援

1. 事業承継総合支援事業【令和4年度当初予算 157.7 億円の内数】

全国の認定支援機関等に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も含め増加する支援ニーズに対応できるよう、センターの人員を強化した。また、企業健康診断に係る調査事業を実施した。加えて、事業承継の気運を高めるため、後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合うピッチイベントを実施した。

2. 事業承継・引継ぎ支援事業【令和4年度当初予算 16.3 億円】

事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等の経営革新にかかる費用を補助した。また、事業引継ぎ時の専門家活用費用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー手数料、デュー・ディリジェンス費用等）についてセカンドオピニオンも含めて補助するとともに、表明保証保険料についても補助した。さらに、令和4年度事業では、経営者の再チャレンジの後押しにも資するよう、一定の条件の下で廃業費用のみを支援する枠組みを新設した。

3. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

4. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制【税制】

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②準備金の積立を認める措置を講じた。

5. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年からの10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する制度を創設した。

6. 法人版事業承継税制【税制】

平成30年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じた。令和4年度税制改正において特例承継計画の提出期限を令和5年度末までに延長した。

7. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を講じた。令和4年度税制改正において令和5年度末までに適用期限を延長した。

8. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法に基づき、相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止するため、民法の特例措置を講じた。また、事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための金融支援を講じた。さらに、事業承継（M&Aを含む）に伴う株式の集約を円滑化するため、株式買取りの手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例を講じた。

9. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2023年3月末現在で約162万人が在籍しており、2022年4月から2023年3月までの新規加入者は8.9万人に上った。

第2節 事業再生支援

1. (再掲) 中小企業再生支援協議会【令和3年度1次補正予算：757.4億円、令和4年度当初予算：157.7億円の内数】

2. (再掲) 中小企業再生ファンド【令和3年度補正予算：757.4億円の内数】

第3節 創業支援

1. ファンド出資事業(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについて、平成22年度の制度再編後から2022年12月末時点まで出資先ファンド数52件、出資約束総額約3,781億円、投資先企業数1,574社に至った。また、中小企業成長支援ファンド(中小企業経営力強化支援ファンドを除く)については、出資先ファンド数103件、出資約束総額9,781億円、投資先企業数1,606社に至った(両ファンドともに投資先企業数の実績は、2021年11月末時点)。

2. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【令和3年度当初予算：11.3億円】

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップの育成・支援を行う「J-Startup」プログラムを実施した。また、起業家等100名を対象とした人材育成事業等を行ったほか、政府調達における優遇や、ものづくり系スタートアップの量産化・事業化支援を行った。

3. 起業家教育事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金175.9億円の内数】

将来の起業家を育成するため、高等学校等による起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図った。

4. スタートアップ創出促進保証

経営者の個人保証(以下、経営者保証)が起業・創業の阻害要因とならないように、経営者保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度として、「スタートアップ創出促進保証制度」を創設した。

5. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

6. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新たに事業を開始する者または、新規開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援した。

7. 再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者又は新規開業して概ね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

8. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

9. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者または新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図った。

10. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図るために作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

第4章 生産性向上による成長促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 中小企業生産性革命推進事業【令和4年度補正予算：

令和4年度補正は20,000億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の実業向上を継続的に支援した。

具体的には、①設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、②先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行った。加えて、③制度変更にかかる相談対応や国内外の実業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行った。

2. 成長型中小企業等研究開発支援事業【令和4年度当初予算：105億円】

中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発等に関する取組を支援した（令和4年度採択件数：137件）。

3. ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【令和4年度当初予算：10.2億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援した（令和4年度採択者数：61者）。

4. 中小企業等経営強化法

第204回国会で可決された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、規模拡大に資する支援策について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群まで対象を拡大するとともに、経営力向上計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援制度の拡充などの措置を講じた。

また、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された特定事業者等に対し、税制面や日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。

また、システムの改修等を行い、経営力向上計画の電子申請の普及に努めた。

5. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じた。令和5年度税制改正において、適用期限を2年延長することとした。

第2節 DX化の促進

1. 中小企業支援のDX【令和4年度当初予算：40.0億円の内数】

補助金申請等で提出された情報について行政機関や支援機関で共有・活用できるようにして中小企業支援を活性化させていくため、中小企業庁が所管する補助金等の申請データを一元化するためのデータ分析基盤を構築した。

2. IT活用促進資金【財政投融资】

中小企業の実業向上に寄与するIT活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を着実に実施した（2021年度の実績は12件、2.3億円（2021年12月末時点））。

第3節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【令和4年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に即した多様な人材を多様な形態で確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施した。また、地域の経営支援機関等における人材確保支援ノウハウの向上や、ネットワーク作り等の支援を全国17地域で行った。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業の経営者等を対象に、経営課題の解決に資する研修を実施した。また、交通アクセス改善に向けて「サテライト・ゼミ」や、ウェブ活用型研修「WEBee Campus」の拡充等を行った。

3. 中小企業向け賃上げ促進税制【税制】

一人一人の賃上げや雇用の確保、人的投資に積極的に取り組む中小企業等を促す観点から、「所得拡大促進税制」について、「中小企業向け賃上げ促進税制」と改称した上で、税額控除率を最大 40%に大幅に引上げるなどの拡充を行い、適用期限を 2023 度末までとした。具体的には、①雇用者給与等支給額を前年度より 1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の 15%を税額控除できることとし、さらに、②雇用者給与等支給額を前年度より 2.5%以上増加させた場合には税額控除率を 15%加算、③教育訓練費を前年度より 10%以上増加させた場合には税額控除率を 10%加算できることとした。

第4節 地域資源の活用

1. JAPAN ブランド育成支援等事業【令和4年度当初予算：5.5億円の内数】

中小企業等が海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助した。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出した。

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構を通じて、展示会や商談会等の開催を行い、販路開拓・拡大を支援した。

3. 販路開拓コーディネート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構に商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置し、中小企業等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛かりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを支援した。

4. J-GoodTech【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構を通じて、ニッチトップやオンラインワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

5. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「株式会社 全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。2023年3月末時点で、91件支援した。

6. 企業活力強化資金（流通・サービス業関連）【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。2021年12月末時点で、1,430件支援した。

7. 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。2022年度においては253件の相談対応を実施した（2023年2月末時点）。

8. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小企業基盤整備機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。2022年度において

は、9 地域に専門家を派遣した（2023 年 2 月末時点）。

9. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。2022 年度においては 10 地域でセミナーを開催し、80 地域へ助言等を実施した（2023 年 2 月末時点）。

10. 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【令和 4 年度当初予算：4.6 億円】

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。2023 年 3 月末時点で、18 件採択した。

また、地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップを全国 16 地域で実施するとともに、取組を普及するためのシンポジウムを全国 3 カ所で開催した。

11. 面的地域価値の向上・消費創出事業【令和 4 年度第 2 次補正予算：10.3 億円】

商店街等が、地方公共団体との連携・協働や、専門家による伴走支援等を受けながら実施する、自らの魅力・地域資源等を活かした消費創出事業や、新たな滞留・交流空間整備事業を支援した。

第 5 節 その他の地域活性化施策

1. 小規模事業者持続的発展支援事業【令和元年度補正予算：2,001 億円の内数、令和 3 年度補正予算：2,001 億円の内数】

小規模事業者持続化補助金において、事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（2022 年 3 月時点の採択数：27,328 件）した。また、共同・協業販路開拓支援補助金において、

地域経済を支える小規模事業者等が互いに足らざる経営資源を補いながら商品やサービスを展開していく取組を支援（2023 年 8 月時点の採択数：131 件）した。

2. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【令和 4 年度当初予算：6.5 億円の内数】

地域・社会課題を地域で持続的に解決していくため、地域内外の中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、5 地域以上で共通する課題の解決と収益性との両立を目指す取組を 19 件支援した。また、地域で持続的に課題解決を行うためには、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要であることから、地方公共団体の課題のオープン化や企業とのマッチング等を委託事業として 6 件実施した。

3. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和 4 年度当初予算：10.9 億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援（交付決定数：31 件）した。

4. （再掲）ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【令和 3 年度当初予算：7.0 億円の内数】

5. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行った（2022 年度の実績は 2 万 5,679 件、1,478 億円）。

6. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融资】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、小規模事業者支援法第 7 条に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行った（2022 年度の実績は、2 件、0.2 億円）。

7. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。2020年度（第8回）において421計画（448単会、446市町村）の認定を行った。

第6節 海外展開支援

1. （再掲）JAPAN ブランド育成支援等事業【令和4年度当初予算額：5.5億円の内数】

2. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【令和4年度当初予算：8.4億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や、海外の市場調査を経験できるプログラムを提供した。非対面・遠隔での商談形態の浸透を踏まえ、商談成立に向けた資料作成やプレゼンテーション等の技術習得を支援した。

3. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【令和3年度当初予算：1,632億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図った。

4. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、若しくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施した。

5. 現地進出支援強化事業【令和4年度当初予算：13.3億円】

情報提供、海外展示会やオンライン商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施した。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーの実施等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援した。

6. 現地ニーズ等活用促進事業【令和4年度当初予算：5.5億円の内数】

中小企業者等の海外展開を後押しするため、JETROが海外現地のディストリビューター等からニーズ情報やトレンド情報を入手し、加工・編集した上で中小企業者等に情報提供した。

7. デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【令和3年度補正予算：12.4億円の内数】

中小企業者等が海外展開に向けてデジタルツールを活用してブランディング等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助した。また、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出した。

8. 新規輸出1万者支援プログラム

経済産業省、JETRO、中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等と協力し、新たに輸出に取り組む事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出品の商品開発や売込みにかかる費用の補助、輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援等を一気通貫で支援した。

第7節 販路開拓支援

1. 小規模事業者対策推進等事業【令和4年度当初予算：53.3億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：1,432件）した（伴走型小規模事業者支援推進事業）。ま

た、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援した（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響や働き方改革等の制度改正等による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国団体を通じて商工会・商工会議所等が窓口相談・巡回指導や講習会等を行うための専門家派遣を行った（制度改正等の課題解決環境整備事業）。

2. （再掲）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和4年度当初予算：10.9億円】

3. （再掲）小規模事業者持続的発展支援事業【令和3年度補正予算：2,001億円の内数、令和4年度補正予算：2,000億円の内数】

第5章 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

第1節 取引環境の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【令和3年度当初予算：36.7億円の内数、令和3年度補正予算：8.0億円の内数】

「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016年9月）の公表以降、中小企業庁では、取引適正化に向けた重点5課題（①価格決定方法の適正化、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）を設定し、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けた取組を行ってきたところ。

2022年度に実施した具体的な取組内容としては、下記のとおり。

（1）パートナーシップ構築宣言の推進

中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、サプライチェーン全体の共存共栄や、取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大に向け、関係省庁・関係団体を通じて事業者へ周知を行った。2023年3月末までに20,000社超が宣言した。また、宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、宣言企業への調査に加えて、下請企業への調査を初めて実施し、その結果を公表した（2022年10月）。ま

た、調査結果の概要を全宣言企業に送付するとともに、シンポジウムを開催（2022年11月）し、優良事例を表彰した。また、個別の調査結果についてのフィードバックも実施した。

（2）価格交渉促進月間

労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、9月と3月を「価格交渉促進月間」として位置づけ、価格交渉、ひいては価格転嫁を促進するための取組を実施した。広報や講習会を集中的に実施するとともに、9月の「月間」終了後の10月以降には、下請Gメンによる中小企業2千社へのヒアリング調査や、同4万社へのアンケート調査など、フォローアップ調査を実施し、その結果を公表した。また、初めての取組として、フォローアップ調査の結果に基づき、発注側事業者ごとの価格転嫁や価格協議のリストを公表し（2023年2月）、状況の芳しくない発注側企業に対して、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく「指導」又は「助言」を実施した。

さらに、3月の「価格交渉促進月間」でも各種取組を実施したところ。適切な価格転嫁ができる環境の整備を進めるために、年2回、「価格交渉促進月間」を実施することで、価格交渉の定着と浸透を図っていく。

2. 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の適用【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

中小企業庁は、約22万件の親事業者及び当該親事業者と下請取引を行う約5万件の下請事業者に対して定期調査を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請法違反に関する情報収集を行った。親事業者へ立入検査等を行い、うち支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の下請法違反又は違反のおそれ認められた親事業者に対し、改善指導を行うなど、下請法の厳格な運用に努めた。

3. 下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく対応【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

2021年8月、大企業と中小企業との取引の適正化をはかるため、対象取引類型の拡大や、国による調査規定の創設、発注書面交付の促進、下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の新設等の内容を含む、改正下請振興法が施行

された。また、本法改正に合わせ、下請中小企業取引機会創出事業者の認定に必要な事項を定めるため、振興基準の改正も行った。また、2022 年 9 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果を踏まえ、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請振興法に基づく助言（注意喚起）を行った。

4. 下請かけこみ寺の運営【令和 3 年度当初予算：36.7 億円の内数】

全国 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した。

5. 講習会・セミナーの開催等【令和 3 年度当初予算：36.7 億円の内数、令和 3 年度補正予算：8.0 億円の内数】

オンライン形式の講習会として、①価格交渉促進月間の実施にあわせた、中小企業の担当者を対象とする価格交渉サポートセミナーや、②下請法の違反行為を未然に防止するための親事業者の調達担当者等を対象とした下請法や下請ガイドラインに関するセミナーを開催した。

6. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【令和 3 年度当初予算：36.7 億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、全国に消費税転嫁対策調査官を配置した。併せて公正取引委員会と合同で大規模な書面調査を実施して違反行為の情報を収集し、取引先に買いたたき等の消費税転嫁拒否行為を行っている可能性がある事業者に対し、立入検査等を実施した。違反行為が確認された場合は、違反事業者に対して改善指導を行った。

7. デジタル取引環境整備事業【令和 3 年度当初予算：5.3 億円】

デジタルプラットフォーム（オンラインモール、アプリストア）を利用する中小事業者等（出店事業者、デベロッパー等）向けに、取引上の悩みや相談に専門の相談員が無料で応じる「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設置するとともに、各種デジタルプラットフォームを巡る取引環境等を把握するための市場調査等を実施した。

第 2 節 官公需対策

1. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための取組

【令和 3 年度当初予算：36.7 億円の内数】

（1）令和 4 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知

「令和 4 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を 8 月 26 日に閣議決定し、中小企業・小規模事業者向けの契約比率を 61%、契約金額を約 5 兆 2,738 億円と目標設定を定めるとともに、スタートアップの重要を踏まえ、スタートアップ支援策の対象となる中小企業者の受注機会の増大に向けて、取組を行うことなどの措置を盛り込んだ。

また、基本方針を周知徹底するために、次の取組を実施した。

①経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長、東京特別区の長、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国商店街振興組合連合会に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

②地方自治体に対する「基本方針」の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を 11 月から 12 月にかけて 10 回開催した。

（2）「官公需情報ポータルサイト」の運用

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運用するとともに、利用促進を図るため、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所と連携し、小規模事業者への普及促進に努める。

第 3 節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融资】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援した。2022 年度の貸付実績は、約 7,900 件、約 1,870 億円となった。

2. 資本性劣後ローンの推進【財政投融资】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援した。

2022年度の貸付実績は、約50件、約50億円となった。

3. 日本政策金融公庫による設備投資の推進等補給金【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上を図るための設備投資について適用利率を引下げることで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援した。2022年度の貸付実績は、貸付実績は、約7,700件、約2,680億円となった。

4. 沖縄の中小企業金融対策【令和3年度当初予算：4,286億円の内数】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を実施した。

5. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

6. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

7. （再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

8. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、地域金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者は上限額

の範囲内で、複数回利用を可能とした。2022年4月から2023年3月末における相談件数は6,079件、新規支援決定件数は1,980件となり、制度発足時（2013年3月）から2023年3月末までの実績は、相談件数71,180件、支援決定件数は23,175件となった。また、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担（2/3）した。2022年4月から2023年3月末における相談件数は4,245件、新規支援決定件数は2,053件となり、制度発足時（2017年5月）から2023年3月末までの実績は、相談件数24,577件、支援決定件数16,569件となった。

9. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促した。

第4節 経営改善支援の強化

1. （再掲）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付けた。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行った。

第5節 小規模事業者の持続的発展支援

1. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

2. （再掲）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和4年度当初予算：10.9億円】

3. (再掲) 小規模事業者持続的発展支援事業【令和3年度補正予算:2,001億円の内数、令和4年度補正予算:2,000億円の内数】

4. (再掲) 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

5. (再掲) 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

第6節 経営安定対策

1. 原油価格上昇等に対する中小企業対策

ウクライナ情勢の緊迫化及び原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援策として、2022年3月に以下の対策を行った。

(1) 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、ウクライナ情勢の変化や、原油価格上昇の影響により資金繰りに困難を来している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受付けた。

(2) セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を原油高等により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大するとともに、金利の引下げを実施した。

(3) 下請事業者に対する配慮要請

関係事業者団体約1,500団体に対して、原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁等を要請する経済産業大臣名の文書を発出した。

2. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)

【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付け

を行う制度を継続した。2023年3月末現在で61.7万者在籍している。

3. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施した。

4. 中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP(事業継続計画)の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表した。

5. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備を取得し、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置を講じた。また、令和3年度税制改正において無停電電源装置及び感染症リスクに備えるサーモグラフィーを対象に追加する等対象の見直しを行ったとともに適用期限の延長を行った。

第7節 財務基盤の強化

1. 中小企業等の法人税率の特例【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引下げる措置を講じた。令和4年度税制改正において、適用期限を2年延長することとした。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置を講じた。令和5年度税制改正において、適用期限を2年延長することとした。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間 300 万円を限度に、全額損金算入することができる措置を講じた。令和 4 年度税制改正においては、適用期限を 2023 年 3 月末までに延長した。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10 年間）の所得金額から控除することができる措置を講じた。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を 1 年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じた。

5. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（年間 800 万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の 50% までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じた。令和 4 年度税制改正においては、適用期限を 2023 年 3 月末までに延長した。

6. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第 8 節 人権啓発の促進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【令和 4 年度当初予算：1.9 億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第 9 節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【令和 4 年度当初予算：6.0 億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援した。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行った。

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和 4 年度当初予算：40.0 億円】

- ①中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置した。
- ②よろず支援拠点や商工会・商工会議所等では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援した。
- ③新型コロナウイルスにおける経営支援ニーズの高まりを踏まえ、データ活用等による新しい経営支援の在り方を検討するための実証調査を実施した。

3. 事業環境変化対応型支援事業【令和 3 年度補正予算：130.4 億円の内数、令和 4 年度補正予算：113 億円の内数】

新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、相談員等の配置による支援体制の強化や講習会の開催等による制度の周知・広報事業を実施している。（令和 3 年度補正予算）併せて、エネルギー価格等の物価高騰への相談対応も行っている。（令和 4 年度補正）

また、インボイス制度の円滑な導入に向け、中小・小規模事業者からの経営相談や各種支援策の相談等への対応を実施するために、専門家等の派遣事業や、補助事業者が相談受付窓口を設置し、相談内容に応じた各種窓口への案内、専門家等を活用したオンライン相談体制の構築等を実施している。（令和 4 年度補正予算）

4. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークの活用促進や活用人材育成のため、支援機関等に対し、2021 年 5 月に公表したローカルベンチマーク・ガイドブックを用いたセミナーを複数回開

催した。また、ローカルベンチマークを活用したモデル事例の構築や、既存の活用事例の収集など、ローカルベンチマークのさらなる普及・促進のための取組を実施した。

第6章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施した（商工組合中央金庫は、2020年3月で新規受付を終了）。本制度の運用開始後、2022年度末までの貸付実績は、約30万4,000件、約6兆2,000億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

信用補完制度により、取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証の実施や東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本大震災復興緊急保証）、条件変更改善型借換保証を引き続き実施したほか、信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣を始めとした経営支援を通じ、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行った。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和4年度当初予算：6.1億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。産業復興相談センターでは、2023年3月31日までに事業者からの相談を累計7,236件受け付けており、関係金融機関等による金融支援の合意を取り付けた案件は累計1,487件（うち産業復興機構による債権買取決定案件は累計339件）となった。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、2011年度に創設した。本施策については、2022年度も引続き実施した。

3. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重債務問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では、旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。2012年3月5日の業務開始以来、第1期復興・創生期間（2021年3月末まで）の終了までに2,939件の相談を受け付けており、そのうち747先の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした。支援決定した事業者747先のうち、275先については再生支援が完了した（2023年3月末現在）。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【令和4年度当初予算：22.5億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸付を行った。

3. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【令和3年度当初予算：9.9億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村へ譲渡を行い、当該市町村が被災事業者により原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施。2022年3月末までに6県53市町村648案件の施設を設置した。また、2014年5月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施し、2022年3月末までに201案件の助成を行った。

4. なりわい再建支援事業【令和3年度補正予算：46.2億円】

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行った。

5. なりわい再建資金利子補給事業【令和3年度補正予算：0.3億円】

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を

措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行った。

6. 中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業） 【令和4年度予備費：118.9億円、令和4年度補正予算：144.6億円】

令和3年及び4年福島県沖地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

7. 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【令和2年度予備費：113.5億円、令和2年度3次補正予算：11.4億円】

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、本補助事業を実施し、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、その経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した（2022年2月時点の採択件数：970件）。

8. 地方公共団体による地域企業再建支援事業【令和3年度補正予算：22.2億円】

令和3年8月豪雨により被災した佐賀県の局激指定地域において、佐賀県が、被災した中小企業者等が行う施設復旧等の事業再建を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援した。

9. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施した。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業強靱化対策事業【中小企業基盤整備機構の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、自然災害等に係る相談等にワンストップで

対応する。中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施した。

2. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じた（2023年3月末現在で5.3万者を認定）。

3. （再掲）中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）【財政投融資】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCPや、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行った。

5. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。2022年1月末時点において、46都道府県においてガイドラインを策定し、各都道府県のガイドライン等に基づき907計画が認定された。

第5節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構地域本部、経済産業局等に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応した。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

3. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

【令和3年度当初予算：0.7億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。

4. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者の一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図った。

5. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.3億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、被災事業者等の事業再開や創業に要する設備投資等の費用の一部を補助した。2021年度からは、特定復興再生拠点区域等における事業再開を促進するため、補助率・補助額の拡充を行った。

6. 人材マッチングによる人材確保支援事業【令和3年度当初予算：4.0億円】

福島県の原子力被災12市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネータが個々の人材ニーズを踏まえた適切な媒体による求人情報を発信し、人材確保支援を行った。

第7章 その他の中小企業施策

第1節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配布したほか、中小企

業支援ポータルサイト「ミラサポ plus」を通じた情報発信により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。2022 年度は約 7,048 万（2023 年 3 月末現在）ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信した。（配信数：約 5.9 万件（2023 年 3 月末現在））

(3) ミラサポ plus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）を活用した広報

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：約 15.8 万人（累計）、1,018 万ページビューのアクセスがあった。（2023 年 3 月末現在））

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（2022 年版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（2022 年版小規模企業白書）を作成した。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。